

米兵とわかると警官は帰った 水島朝穂元早大教授 が護憲を貫く原点

有料記事読み解く 世界の安保危機

聞き手・牧野愛博 2024年5月5日 11時00分



航空自衛隊府中基地に展示されている

F104 戦闘機と水島朝穂氏=2024年4月5日、東京都府中市、牧野愛博
撮影

日本の防衛力強化の動きが続いています。「憲法9条の改正について議論すべきだ」という主張も増えています。豊富な軍事知識に裏打ちされた憲法論で知られる水島朝穂・元早稲田大学教授は、憲法9条が生まれた原点を忘れず、安全保障についての緻密（ちみつ）な議論が必要だと指摘します。

——戦後80年近く、日本では憲法が改正されませんでした。

憲法施行後わずか3年で朝鮮戦争が始まり、マッカーサーは日本に再軍備を求めました。当時の軍事顧問団幕僚長フランク・コワルスキーは、憲法9条や18条（徴兵

制不可)、76条2項(軍法会議不可)の存在を理由に、本格的な軍隊の設置は困難と判断しました。

結局、「警察力を超えない実力は合憲」という形で「警察予備隊」が発足しました。1954年に、「自衛のための必要最小限度の実力は合憲」という解釈で3自衛隊となりましたが、この70年間、一度も憲法は改正されず、「専守防衛」の自衛隊という建前が維持されてきました。

戦後日本の政策決定や行動は、憲法の徹底した平和主義が「心柱」となって、軍事に抑制的であり続けています。80年代くらいまで、政治家にも自衛隊幹部にも戦争の経験者が多かったことも影響しています。

9条の意味、軍事的合理性の「制限」を超えた「否定」

——こうした判断は憲法9条の許容範囲内なののでしょうか。

多くの国の憲法には、軍の暴走を防ぎ、その時々政府が軍を使った誤った判断をしないよう、軍事的合理性を制限する条項があります。日本国憲法の場合は、9条2項で「陸海空軍その他の戦力」の不保持と交戦権の否認を定めています。これは軍事的合理性の制限にとどまらず、その否定にまで徹底したものと私は考えています。

ですから、自衛隊は創設以来、一貫して違憲状態です。この憲法9条と自衛隊の矛盾的併存というのは確かに「普通ではない」ですが、「軍隊ではない」という変則的な形により、米国が行った数々の武力行使に直接的な形態で参加することはなかったわけです。

この憲法で軍事的手段が徹底して否定されたのは、広島・長崎への原爆投下という、「史上最強の戦力」を用いた悲惨な結果を、日本国民が世界で唯一体験したからにはほかありません。

戦力に至らない「自衛力」合憲論と「専守防衛」政策は、この9条2項との緊張関係のなかで生まれた苦肉の策だったわけです。

——最近の安全保障を巡る議論をどうみていますか。

2014年に安倍晋三内閣が、「7・1閣議決定」により、従来の「集団的自衛権行使は違憲」という政府解釈を変更して、安全保障関連法（「平和安全法制」）の制定に向かったあたりからたがが外れました。

まがりなりにも9条との「整合性」を追求しようとした「専守防衛」政策を捨て去って、「軍隊で何が悪い」という居直りともいべき状況が生まれています。

「安保3文書」（「戦略3文書」）の具体化が急速に進み、統合作戦司令部の設置、長射程の地对地ミサイルの導入とその前方配備、「戦死者」が出ることを想定した靖国神社との関係の顕在化など、（自衛隊は）組織・編成、装備、運用思想、教育・訓練、死生観に至るまで、軍としての全属性を備えようとしています。

米軍と自衛隊の指揮統制の一体化も進んでいます。端的に言えば、「統合防空ミサイル防衛構想」は、米国の戦争に日本が「巻き込まれる」のではなく、先陣をきる「矛」として関わり、南西諸島の「不沈空母」化をはかって、米本土の「盾」になるものです。日本の安全保障にとって、この構想は有害無益だと思います。

衰えた野党やメディアの「批判する力」

——どうしてそうなったのでしょうか。

様々な理由がありますが、ひとつには、野党やメディアの批判力が落ちてきたことがあります。

対米アピールの打ち上げ花火でしかない北朝鮮のミサイル発射に、Jアラートなどで過度に反応する。そのため、国民のなかに「不安感」が醸成され、兵器の「爆買い」に反対しない世論が形成されました。経済界に、「平和国家日本」のブランドもプライドも捨てて、兵器を売ってもらうというむきだしの本音が生まれてきたこともあります。

——国際情勢の悪化も原因ではないのですか。

中国の軍備増強や拡張傾向、北朝鮮のミサイル増強も、すべて彼らなりの「国際政治の手段」の運用です。

過度な軍事的対応をすれば、彼らの側の軍拡の口実に使われ、地域の「安全保障環境」のさらなる悪化につながります。最大射程 1600 キロを超える地对地ミサイルは、周辺諸国の都市を攻撃できる明らかに過剰な装備です。格落ちの旧型トマホークを大量に導入して、何に対する、どのような「抑止」になるのでしょうか。

「たくさん保有しているから安心」では安全保障とはいえず、主観的な「安心保障」になってしまいます。

——憲法9条が軍事的合理性の制限ではなく、否定になっているため、こうした緻密な議論を妨げているとも言えませんか。

私はむしろ逆だと考えています。戦後日本は、憲法9条の強い制約があったからこそ、安易で簡易な軍事的手段の採用を控え、外交や周辺諸国との多角的な関係強化の工夫をすることが求められました。経済・医療・教育などで国際社会から評価された日本は、そうやってつくられてきました。

岸田文雄首相（が4月に訪米した際）の米議会演説は、そうした日本の立ち位置を崩し、自衛隊を米軍の「支隊」としてグローバルに活用する道を開きました。きわめて危険なことです。

——最近では現実主義の論調が増えるなか、1980年代から憲法の論壇に立って以降、主張を変えない理由は何ですか。

私は東京都府中市で生まれ育ちました。当時、米第5空軍司令部が近くにあり、「ベース」と呼ばれていた国道20号の向こうは別世界でした。

幼稚園児の頃、当時放映されていた「月光仮面」の遊びをしていたら、酔った米兵がパン屋のショーウィンドーを壊しました。私たちは駅前の交番まで走り、「正義の味方」の意気込みで警官を現場に連れて行きましたが、米兵とわかると警官は帰ってしまいました。悔しさでいっぱいになったのを覚えています。

こうした経験が、私のなかで沖縄をはじめ、米軍基地のそばに住む人々と似た感情を生みました。平和を実現するためには軍事を知らなければならない。その思いが、憲法と軍事の研究に向かいました。

大学は退職しましたが、これからも、一研究者として、憲法の平和主義から導出される「平和的合理性」に基づく、この国の安全保障のあり方について考えていきたいと思っています。（聞き手・牧野愛博）

